



熊本県公報

第12195号

平成25年3月8日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

| | | |
|---|-----------|----|
| ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 | (砂防課) | 1 |
| ○大津都市計画下水道事業大津公共下水道の事業計画変更 | (下水環境課) | 17 |
| ○平成25年度特定計量器定期検査の実施 | (産業支援課) | 17 |
| ○特定計量器定期検査の実施 | (") | 17 |
| ○産業廃棄物収集運搬業許可の取消し | (廃棄物政策課) | 18 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定 | (高齢者支援課) | 18 |
| ○障害者自立支援法に基づく事業者の指定 | (障がい者支援課) | 18 |
| ○障害者自立支援法に基づく事業者の指定 | (") | 19 |
| ○障害者自立支援法に基づく事業者の指定 | (") | 19 |
| ○道路の区域変更 | (道路保全課) | 19 |
| ○道路の区域変更 | (") | 20 |
| ○道路の区域変更 | (") | 20 |
| ○道路の区域変更 | (") | 20 |
| 公 告 | | |
| ○都市計画法による開発行為工事完了公告 | (建築課) | 21 |
| ○都市計画法による開発行為工事完了公告 | (") | 21 |
| ○公共測量の実施 | (監理課) | 21 |
| ○基本測量の終了 | (") | 21 |
| ○保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知の宛て所不明者に係る当該通知の提示 | (森林保全課) | 21 |
| ○道路の位置の指定 | (建築課) | 22 |
| ○道路の位置の指定 | (") | 22 |
| ○宅地建物取引業法に基づく行政処分のための聴聞の実施 | (") | 22 |

告 示

熊本県告示第195号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 天草市

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下河内（207-1-003）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町下河内
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
新休（207-1-009）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町新休
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 杉浦谷-1(526-1-002-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市御所浦町横浦
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 杉浦谷-2(526-1-002-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市御所浦町横浦
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
 古屋敷川(526-1-043)
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 天草市御所浦町御所浦
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 砥石川(527-1-001)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市倉岳町宮田
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 松尾川(528-1-007)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市栖本町馬場
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 新休（207-1-009）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市本町新休
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 在郷-1（207-1-022-1）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市佐伊津町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 在郷-2（207-1-022-2）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市佐伊津町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 在郷-3（207-1-022-3）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市佐伊津町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 在郷-4（207-1-022-4）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市佐伊津町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 古屋敷（A）-1（526-1-011-1）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 天草市御所浦町御所浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古屋敷（A）-2（526-1-011-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市御所浦町御所浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古屋敷（A）-3（526-1-011-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市御所浦町御所浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古屋敷（A）-4（526-1-011-4）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市御所浦町御所浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古屋敷（A）-5（526-1-011-5）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市御所浦町御所浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古屋敷（A）-6（526-1-011-6）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市御所浦町御所浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
古屋敷(A)-7(526-1-011-7)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市御所浦町御所浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
古屋敷(A)-8(526-1-011-8)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市御所浦町御所浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
古屋敷(A)-9(526-1-011-9)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市御所浦町御所浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
古屋敷(A)-10(526-1-011-10)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市御所浦町御所浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
古屋敷(A)-11(526-1-011-11)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市御所浦町御所浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
前島（526-1-022）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市御所浦町御所浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
横浦島南2-1（526-1-028-1）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
天草市御所浦町横浦
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
横浦島南2-2（526-1-028-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市御所浦町横浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
横浦島南2-3（526-1-028-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市御所浦町横浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
横浦島南2-4（526-1-028-4）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市御所浦町横浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
境目-1（527-2-035-1）

| | | |
|------|------|--|
| | | イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市倉岳町宮田 |
| | | ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり |
| | | エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 |
| | | オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) |
| (30) | ア | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号） 境目-2（527-2-035-2） |
| | イ | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市倉岳町宮田 |
| | ウ | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり |
| | エ | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 |
| | オ | 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) |
| 2 | 上天草市 | |
| (1) | ア | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号） 上ノ浦川（上ノ浦川I）（522-1-031） |
| | イ | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上天草市松島町今泉 |
| | ウ | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり |
| | エ | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 |
| | オ | 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) |
| (2) | ア | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号） 弥四郎山川（522-2-009） |
| | イ | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上天草市松島町今泉 |
| | ウ | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり |
| | エ | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 |
| | オ | 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) |
| (3) | ア | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号） 上ノ浦川（上ノ浦川II）（522-2-011） |
| | イ | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上天草市松島町今泉 |
| | ウ | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり |
| | エ | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 |
| | オ | 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) |
| (4) | ア | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号） 岩谷中央（2）（521-1-006） |
| | イ | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上天草市大矢野町登立 |

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
上宮津(2)-1(521-1-136-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町中
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
上宮津(2)-2(521-1-136-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町中
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
馬場中(3)-1(521-1-147-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
馬場中(3)-2(521-1-147-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
馬場中(3)-3(521-1-147-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 前島(B)(522-1-009)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 前島(A)-1(522-1-010-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 前島(A)-2(522-1-010-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 松島橋北-1(522-1-011-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 松島橋北-2(522-1-011-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 松島橋北-3 (522-1-011-3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 松島橋北-4 (522-1-011-4)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 松島橋北-5 (522-1-011-5)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 松島橋北-6 (522-1-011-6)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 11区 (522-1-029)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町阿村
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
知十東（522-1-068）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
今泉北（1）（522-1-069）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
藏江東-1（522-1-075-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
藏江東-2（522-1-075-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
藏江東-3（522-1-075-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
藏江東-4（522-1-075-4）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
須の上（1）（522-1-076）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上の浦（2）-1（522-1-077-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上の浦（2）-2（522-1-077-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上の浦（3）-1（522-1-078-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上の浦（3）-2（522-1-078-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
上の浦(3)-3(522-1-078-3)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
知十(1)-1(522-2-069-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
知十(1)-2(522-2-069-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
今泉北(2)(522-2-070)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
東釜(1)(522-2-071)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
松ノ木峠口（3）-1（522-2-074-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
松ノ木峠口（3）-2（522-2-074-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東釜口（1）（522-2-075）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東釜口（2）-1（522-2-076-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東釜口（2）-2（522-2-076-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地

- (41) ア 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 藏江北－1（522－2－077－1）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町今泉
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (42) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
 藏江北－2（522－2－077－2）
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 上天草市松島町今泉
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 藏江口（1）－1（522－2－078－1）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町今泉
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 藏江口（1）－2（522－2－078－2）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町今泉
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 藏江口（2）（522－2－079）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町今泉
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 藏江口（3）－1（522－2－080－1）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町今泉
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
蔵江口（3）-2（522-2-080-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
蔵江口（4）（522-2-081）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
蔵江口（5）（522-2-082）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
須の上（2）-1（522-2-083-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
須の上（2）-2（522-2-083-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町今泉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

才 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

上の浦(1)(522-2-084)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

上天草市松島町今泉

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

才 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第196号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 施行者の名称 大津町

2 都市計画事業の種類及び名称 大津都市計画下水道事業大津公共下水道

3 事業施行期間 昭和54年12月2日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし。

(2) 使用の部分

変更なし。

熊本県告示第197号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成25年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 検査区域 | 対象となる特定計量器 | 検査期間 |
|---|--|-------------------------|
| 荒尾市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、上天草市、阿蘇市、合志市、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡及び天草郡 | 非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり | 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで |

熊本県告示第198号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により山鹿市における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成25年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 集合検査

| 検査区域 | 検査日 | 検査受付時間 | 検査場所 | 対象となる特定計量器 |
|------|------------|---------------|-----------|--|
| 山鹿市 | 平成25年4月15日 | 午前10時から午後3時まで | 山鹿市鹿北総合支所 | 非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に掲げ |
| 山鹿市 | 平成25年4月16日 | 午前10時から午後3時まで | 山鹿市菊鹿総合支所 | |

| | | | | |
|-----|------------------|-----------------------|-----------|------------------|
| 山鹿市 | 平成 25 年 4 月 17 日 | 午前 10 時から 午後 3 時まで | 山鹿市鹿本総合支所 | るものを除く。)、分銅及びおもり |
| 山鹿市 | 平成 25 年 4 月 18 日 | 午前 10 時から 午後 3 時まで | 山鹿市鹿央総合支所 | |
| 山鹿市 | 平成 25 年 4 月 19 日 | 午前 10 時から 午後 3 時まで | 山鹿市役所 | |

2 在所場所検査

| 実施期日 | 実施場所 |
|--|---|
| 平成 25 年 4 月 15 日から 平成 25 年 4 月 30 日まで | 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに定める場合にあっては、その特定計量器の所在の場所 |

3 実施機関

社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第 199 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 第 1 項の規定により許可を取り消す。

平成 25 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 取り消す産業廃棄物収集運搬業の許可

(1) 被処分者

住所 福岡県大牟田市新勝立町四丁目 85 番地 11

名称 株式会社アクアテック

代表取締役 本多 繁

(2) 取消処分を受けた許可の内容

産業廃棄物収集運搬業

許可番号 第 04305114416 号

許可の年月日 平成 22 年 3 月 10 日

許可の有効期限 平成 27 年 3 月 9 日

2 理由

被処分者が福岡県知事から平成 25 年 2 月 20 日付けで法第 14 条の 3 の 2 第 1 項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたことにより、法第 14 条第 5 項第 2 号イに規定する法第 7 条第 5 項第 4 号二の欠格要件に該当するため。

熊本県告示第 200 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 25 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

（通所介護）

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|-------------------------------------|--------------|-----------------|
| 通所介護事業所エルスリー熊本宇城 宇城市松橋町曲野 2528-1 | 株式会社エヌ・ビー・ラボ | 平成 25 年 3 月 1 日 |

熊本県告示第 201 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 25 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | サービスの種類 |
|--------------------------|--------------------------------------|------------|------------|--------------|
| 作業所ノア 山鹿市山鹿166 4-1 | 株式会社山鹿伸悦 山鹿市熊入町36 番地 荒木 伸一郎 | 平成25年2月18日 | 4310500287 | 就労継続支援 A型 |

熊本県告示第202号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成25年3月8日

熊本県知事 蒲島 郁夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | サービスの種類 |
|--|--|-----------|------------|--------------|
| 4 C L O V E R 菊池郡菊陽町大字 津久礼120番地 2 | 株式会社4つ葉 菊池郡菊陽町大字 津久礼120番地 2 後藤 志貴子 | 平成25年3月1日 | 4312210307 | 就労継続支援 A型 |

熊本県告示第203号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成25年3月8日

熊本県知事 蒲島 郁夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | サービスの種類 |
|-------------------------|--------------------------------------|-----------|------------|--------------|
| アイシア 菊池市隈府160番 地1 | 株式会社アイシア 菊池市隈府160番 地1 山下 祐子 | 平成25年3月1日 | 4311200234 | 就労継続支援 A型 |

熊本県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年3月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|---------|-----------------------------------|----|-------------------|--------------|--------|
| 一般県道 | 龍ヶ岳御所浦線 | 天草市御所浦町御所浦字前島 2895番1地先から 同所 | 前 | 12.0 ～ 34.4 | 120.0 | 活力基盤改築 |

| | | | | | | |
|--|--|------------|---|-------------------|-------|--|
| | | 2895番1地先まで | 後 | 12.0 ～ 63.8 | 120.0 | |
|--|--|------------|---|-------------------|-------|--|

2 区域を変更する期日 平成25年3月8日

熊本県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年3月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|------------------------------|----|-------------------|--------------|------|
| 主要地方道 | 本渡牛深線 | 天草市河浦町宮野河内字東部田 | 前 | 22.0 ～ 27.0 | 31.5 | 一括道路 |
| | | 703番2地先から 同所 738番1地先まで | 後 | 27.0 ～ 33.0 | 31.5 | |

2 区域を変更する期日 平成25年3月8日

熊本県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年3月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|--------|------------------------------|----|------------------|--------------|---------|
| 一般県道 | 坂瀬川御領線 | 天草郡苓北町坂瀬川字越路 1539番2地先から | 前 | 9.8 ～ 27.8 | 54.8 | 仮設道路の撤去 |
| | | 天草郡苓北町坂瀬川字下貝ノ口 1586番1地先まで | 後 | 9.8 ～ 18.5 | 54.8 | |

2 区域を変更する期日 平成25年3月8日

熊本県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年 月 日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 月 日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|-------------------------------|----|------------------|--------------|-----|
| 一般県道 | 下浦馬場線 | 天草市下浦町字深浦 8666番1地先から 同所 | 前 | 3.8 ～ 10.1 | 266.0 | 単道改 |

| | | | | | |
|--|--|-------------|---|-------------------|-------|
| | | 8684番29地先まで | 後 | 10.3 ～ 22.1 | 266.0 |
|--|--|-------------|---|-------------------|-------|

2 区域を変更する期日 平成25年 月 日

公 告**熊本県公告第124号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字丸山713番13、同713番14及び同713番30
2,825.23平方メートル（全体面積：4,921.45平方メートル）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市御代志713番地13
社会福祉法人 合志福祉会

熊本県公告第125号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池市大琳寺字堀ノ内140番3、同143番1、同144番1、同150番1、里道及び水路
4,852.59平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市旭志川辺1875番地
菊池地域農業協同組合

熊本県公告第126号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により八代市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 作業種類 | 作業期間 | 作業地域 |
|----------------------|------------------------------|---------|
| 公共測量 (道路3次元データ計測) | 平成25年2月28日から 平成25年3月29日まで | 八代市内の一部 |

熊本県公告第127号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終った旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 作業種類 | 作業期間 | 作業地域 |
|-------------|------------------------------|--|
| 基本測量（基準点測量） | 平成24年7月24日から 平成25年2月18日まで | 八代市、阿蘇市、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、上益城郡山都町、球磨郡多良木町及び球磨郡五木村 |

熊本県公告第128号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を荒尾市役所に掲示する。

平成25年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 所在の不分明な者の氏名

高木 サカエ、田上 昭光、中川 日月、一村 芳則、橋本 孝子、野口 秀夫、渡辺 ミツヨ、渡辺 孝悦、田島 進、宇佐 邦夫、木下 圭介、硯川 七郎、硯川 徳彰、門田 庄八、門田 松次、門田 作蔵、川上 博、山口 康宏、藤本 次朗、松島 シケ、柴田 春男、柴田 ツサ、西島 民代、村上 孝治、南島 英雄、菊川 修一、田中 迪代、池上 木平、山本 富男、上藤 三徳、荒尾 甚太郎、杉村 彦藏、杉村 宏、汐持 三藏、木下 政次郎、村上 メグミ、橋本 五郎、中川 梅太郎、村上 吉和、山田 辰次、古島 力平、西川 フキ子、橋本 初太郎、橋本 萬作、中川 藤作、古島 六平、高田 市太郎、平橋 マツ、上田 藤平、大野 新太郎、田中 辰次、山本 松夫、西川 大四郎、中川 善次郎、中川 實次、田上 辰次、柴田 政次、柴田 又平、木村 平藏、一村 俊作、林 チカト、松岡 三ツ枝、猿渡 アヤ子、松井 克巳、松永 タカ子、土井 正、松本 三治、高木 宇一、吉村 徳次、徳永 浩康、徳永 盛大、齋 音熊、山本 モジユ、山本 和夫、徳永 訓啓、徳永 正人、高尾 伊三次、橋本 作次、吉田 公士、深浦 隆二、硯田 正一、樫本 茂三、山口 新一、硯田 昭人、村上 サカエ、境野 悅子、江上 義男、彌永 ミドリ、徳永 純一、松井 室藏、西村 利一、上田 常市、井上 廣記、坂口 哲男

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があつたこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成24年12月20日付け農林水産省告示第2692号による。

熊本県公告第129号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成25年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 熊本県玉名市岱明町高道440番地4
- 2 築造者の氏名 外田博
- 3 道路の位置 玉名市岱明町山下字池平18番1
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 18.00メートル
- 6 指定年月日 平成25年2月21日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第42号

熊本県公告第130号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成25年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 上天草市大矢野町中8101番地3
- 2 築造者の氏名 斎藤和男
- 3 道路の位置 宇土市栗崎町字下竹69番8及び同70番7
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 65.70メートル
- 6 指定年月日 平成25年2月21日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第30号

熊本県公告第131号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により聴聞を実施するので、同条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公告する。

平成25年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 聽聞の日時 平成25年3月19日 午後2時
- 2 聽聞の場所 熊本県熊本中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館11階土木部会議室
- 3 被聴聞者 商号 さくら地所

代表者氏名 西村 節藏
事務所所在地 熊本県菊池郡光の森七丁目 42 番 8 号
免許証番号 熊本県知事(3) 第 4048 号
免許年月日 平成 20 年 6 月 23 日